

医療法人社団大坪会 東都文京病院

〒113-0034 文京区湯島3-5-7

[診療時間やアクセス方法等の情報はこちら](#)

病棟の建築時期と構造

建物情報\病棟名	2階病棟	3階病棟	4階病棟							
建築時期	1960	1960	1960							
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造							

保有する病棟と機能区分の選択状況（2024（令和6）年7月1日時点の機能）

病床の機能区分	病棟名									
高度急性期										
急性期	2階病棟	3階病棟	4階病棟							
回復期										
慢性期										
休棟中										
無回答等										

保有する病棟と機能区分の選択状況（2025年7月1日時点における病床の機能の予定）

病床の機能区分	病棟名									
高度急性期										
急性期	2階病棟	3階病棟	4階病棟							
回復期										
慢性期										
休棟予定										
廃止予定										
介護保険施設等へ移行予定										
無回答等										

2025年7月1日時点における病床の機能の予定において、介護保険施設等へ移行予定を選択した場合

病床の機能区分	病棟名									
介護医療院に移行予定										
介護老人保健施設に移行予定										
介護老人福祉施設に移行予定										
上記以外の介護サービスに移行予定										

「2025年7月1日時点の機能の実現」に向けて、それ以前に変更予定がある場合

病床の機能区分	病棟名									
高度急性期										
急性期										
回復期										
慢性期										

休棟予定										
廃止予定										
介護保険施設等へ移行予定										
無回答等	2階病棟	3階病棟	4階病棟							
変更予定年月	-	-	-							

(留意事項)

- 公表している項目の中には、診療報酬制度上で定められた診療行為の定義に従って集計した項目が多くありますが、その項目の解説については、医療関係者以外の方にも分かりやすい表現とする趣旨で記載しているため、診療報酬制度上の定義を詳細には記載していない場合があります。
- また、公表している項目の中には、個人情報保護の観点から、1以上10未満の値を「*」で秘匿している項目があります。
- 「未確認」とされている情報は、未報告や報告内容の不整合があったことから確認が必要な情報になります。
- 施設全体の欄では、内容に「*」、「未確認」とされている情報が含まれている場合に「※」を記載しています。
- 「-」とされている情報は、任意の報告項目や報告が不要となる場合、留意すべき報告対象期間について特段の情報がない場合に記載されています。

分野ごとの情報

◆基本情報（職員配置、届出の状況など）

- ・設置主体
- ・病床の状況
- ・診療科
- ・入院基本料・特定入院料及び届出病床数
- ・DPC医療機関群の種類
- ・救急告示病院、二次救急医療施設、三次救急医療施設の告示・認定の有無
- ・承認の有無
- ・診療報酬の届出の有無
- ・職員数の状況
- ・退院調整部門の設置状況
- ・医療機器の台数
- ・令和5年4月1日～令和6年7月1日の間に病棟の再編・見直しがあった場合の報告対象期間

◆患者の入退院等の状況

- ・入院患者の状況（年間）
- ・入院患者の状況（年間／入棟前の場所・退棟先の場所の状況）
- ・退院後に在宅医療を必要とする患者の状況
- ・看取りを行った患者数

◆医療内容に関する情報（手術、リハビリテーションの実施状況など）

- ・算定する入院基本料・特定入院料等の状況
- ・手術の状況
- ・がん、脳卒中、心筋梗塞、分娩、精神医療への対応状況
- ・重症患者への対応状況
- ・救急医療の実施状況
- ・急性期後の支援、在宅復帰の支援の状況
- ・全身管理の状況
- ・リハビリテーションの実施状況
- ・長期療養患者の受入状況
- ・重度の障害児等の受入状況
- ・医科歯科の連携状況

◆基本情報（職員配置、届出の状況など）

設置主体（2024（令和6）年7月1日時点）

(項目の解説)		施設全体
設置主体	医療機関の開設者を区分別に示しています。	医療法人

病床の状況

		(項目の解説)							
		医療機関の病床（ベッド）は、法律（医療法）の許可を得た上で設置することとされており、許可を受けた病床のうち、過去1年間に実際に患者を受け入れた病床数（※）を稼働病床数として示しています。 なお、病室の広さは患者一人あたり6.4平方メートル以上と定められていますが、平成13年3月1日以前に許可を受けた医療機関は、6.4平方メートル未満でも可とされており、医療法上の経過措置に該当する病床として扱われます。 また医療法では、病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者が入院するための病床を療養病床と呼んで区分しています。 療養病床の中には、医療保険を適用した医療サービスを提供するのではなく、介護保険を適用した介護サービスを提供する病床もあります。前者は医療療養病床、後者は介護療養病床と呼んでいます。 （※）過去1年間に最も多く患者を収容した時点で使用した病床数と定義して算出。							
		施設全体	2階病棟	3階病棟	4階病棟				
		(病棟名)		(機能区分)					
一般 病床	許可病床	126床	34床	46床	46床				
	上記のうち医療法上の経過措置に該当する病床数	3床	3床	0床	0床				
	最大使用病床数	77床	25床	34床	18床				
	2025年7月1日時点の予定病床数	126床	34床	46床	46床				
療養 病床	許可病床	0床	0床	0床	0床				
	最大使用病床数	0床	0床	0床	0床				
	2025年7月1日時点の予定病床数	0床	0床	0床	0床				
「最大使用病床数」の合計が0床である理由		-	-	-					

診療科

(項目の解説)		主とする診療科は、5割以上の患者を診療している診療科を示しています。5割を超える診療科がない場合は、上位3つの診療科を示しています。									
(病棟名)	(機能区分)	2階病棟	3階病棟	4階病棟							
		急性期	急性期	急性期							
主とする診療科	複数の診療科で活用	複数の診療科で活用	複数の診療科で活用	複数の診療科で活用							
	産婦人科	内科	内科	内科							
	外科	外科	産婦人科	産婦人科							
	内科	整形外科	小児科	小児科							
複数ある場合、上位3つ											

